

入札説明書

さいたま市見沼区役所植栽管理業務

1. 説明会

開催しない。

2. 仕様その他明細に関する質問方法

仕様その他明細に関する質問のある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出先 さいたま市見沼区役所区民生活部総務課
 E-mail minumaku-somu@city.saitama.lg.jp
- (2) 提出方法 E-mail
- (3) 受付期間 告示日から令和7年8月14日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)
- (4) 質問に対する回答は、令和7年8月19日(火)までにE-mailにて行う。

3. 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

確認審査の申請については、次のとおりとする。

- (1) 申請の受理
明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。
- (2) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札保証金免除申請書(免除を希望の場合のみ、以下の(ア)、(イ)のいずれかと合わせて提出すること)
 (ア) 過去2年の間に国又は地方自治体と類似する業務、かつ規模が同等以上の契約実績があることを証明する書類2件(契約書の写しまたは履行完了が分かる書類)
 (イ) 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険証券の原本
ウ 返信用封筒及び110円切手(競争入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望の場合のみ)
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
市は、提出された競争入札参加資格確認申請書等を、入札参加資格の確認審査以外には入札参加者に無断で使用しない。また、提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、提出された競争入札参加資格確認申請書等の変更、差替

え又は再提出は、認めない。

4. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付期限 令和7年8月22日(金)(入札直前まで)
- (2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関
- (3) 入札保証金の納付額

見積もった契約金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5以上とする。

5. 確認結果通知に関すること

- (1) 確認審査終了後、競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書を入札保証金の要否とあわせて交付する。交付は令和7年8月19日(火)午後5時までとし、郵送希望者については、3(2)ウの返信用封筒にて郵送する。
- (2) 確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札日において、入札参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合には、入札参加資格がない者として入札への参加を認めない。

6. 入札

- (1) 入札保証金が免除されなかった者は、以下のとおり入札保証金を納付していない場合、入札は無効とする。
- (2) 入札は、所定の入札書をもって行うこと。入札書を封入する封筒については任意のものを使用し、宛名「さいたま市長」、入札件名「さいたま市見沼区役所植栽管理業務」及び入札者名を記入すること。入札提出書類は次のとおり。
 - ア 委任状〔代理人が出席する場合〕
 - イ 入札書
 - ウ 所定の入札保証金又は免除を証する書類
 - (ア) 入札保証金を納付したとき 領収書の写し
 - (イ) 入札保証金の免除決定を受けたとき 競争入札参加資格確認結果通知書
- (3) 入札に関する注意事項
 - ア 入札参加者又はその代理人は、入札するときに入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人においては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理

人となることはできない。

ウ 入札参加者は、入札後、公告、入札説明書、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (4) 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、事前に入札辞退届を市に持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

提出場所 さいたま市見沼区堀崎町12-36

さいたま市見沼区役所区民生活部総務課

- (5) 最低制限価格

本入札は、最低制限価格を採用します。入札にあたり、次の事項を熟知し、参加してください。

ア あらかじめ最低制限価格を定めた上で、入札を行います。

イ 予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって、申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。

ウ 最低制限価格を下回って申し込みをした場合には、落札者となれません。また、再度入札にも参加できません。

- (6) その他

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 市は、入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

7. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とする。入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定

する。この場合において、当該入札参加者又はその代理人は、くじを引くことを辞退することができない。また、当該入札をした入札参加者又はその代理人が開札場にいないときは、これに代って当該開札の執行立会人にくじを引かせるものとする。

(2) 再度入札

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できるものは、初度入札に参加し開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

再度入札は、1回限りとする。

(3) 開札に関する注意事項

ア 開札場には、入札参加者又はその代理人及び開札事務に関係のある職員（以下、「開札関係職員」という。）が1名のみ入場できることとし、それ以外の者は入場することができない。

イ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

ウ 入札者参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

エ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退場させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

オ 入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ることとする。

8. 入札に関する事務を担当する課

さいたま市見沼区役所区民生活部総務課

TEL 048-681-6013

FAX 048-681-6160

担当	さいたま市見沼区役所区民生活部総務課 防災・総務係 新井、松倉
直通	048-681-6013
FAX	048-681-6160
E-mail	minumaku-somu@city.saitama.lg.jp